

議第 87 号

## 下呂市税条例等の一部を改正する条例について

下呂市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 6 月 1 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

平成 30 年 3 月 31 日に、地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 125 号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 30 年政令第 126 号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 127 号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 24 号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号)がそれぞれ公布され、その一部が平成 30 年 4 月 1 日の翌日以降に施行とされたことに伴い、当該条例等の一部を改正するもの。

## 下呂市税条例等の一部を改正する条例

(下呂市税条例の一部改正)

第1条 下呂市税条例(平成16年下呂市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者に対しては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫(こ</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者に対しては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫(こ</p>

改正後	改正前
<p>これらの者の前年の合計所得金額が <u>135 万円</u> を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額</u> (その者が<u>同一生計配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者</u>については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第 34 条の 6 <u>前年の合計所得金額が 2,500 万円</u> 以下である所得割の納税義務者については、その者の第 34 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該</p>	<p>これらの者の前年の合計所得金額が <u>125 万円</u> を超える場合を除く。)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額</u> (その者が<u>控除対象配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額) 以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(調整控除)</p> <p>第 34 条の 6 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第 34 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p>

改正後	改正前
<p>各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公</p>	<p>(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額</p> <p>ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金</p>

改正後	改正前
<p>的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告</p>	<p>等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19</p>

改正後	改正前
<p>書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 <u>法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</u></p> <p>11 <u>前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</u></p> <p>12 <u>第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p>	<p>項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第 53 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>	<p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第 53 条の 7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 2 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。</p>
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第 54 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 12 で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産と見なして固定資産税を課する。</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第 54 条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10 条の 2 の 10 で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産と見なして固定資産税を課する。</p>
<p>第 4 節 市たばこ税</p> <p>(製造たばこの区分)</p> <p>第 92 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとお</p>	<p>第 4 節 市たばこ税</p>

改正後	改正前
<p><u>りとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 喫煙用の製造たばこ</u></p> <p>ア <u>紙巻たばこ</u></p> <p>イ <u>葉巻たばこ</u></p> <p>ウ <u>パイプたばこ</u></p> <p>エ <u>刻みたばこ</u></p> <p>オ <u>加熱式たばこ</u></p> <p><u>(2) かみ用の製造たばこ</u></p> <p><u>(3) かぎ用の製造たばこ</u></p> <p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第 92 条の 2</u> (略)</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第 93 条 (略)</p> <p><u>(製造たばこことみなす場合)</u></p> <p><u>第 93 条の 2</u> <u>加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準</u></p>	<p>(市たばこ税の納税義務者等)</p> <p><u>第 92 条</u> (略)</p> <p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第 93 条 (略)</p>

改正後	改正前																										
<p><u>ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u></p>																											
<p>(たばこ税の課税標準)</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p>																										
<p>第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)</u>に係る製造たばこの本数とする。</p>	<p>第94条 たばこ税の課税標準は、<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</u></p>																										
<p>2 前項の製造たばこ <u>(加熱式たばこを除く。)</u>の本数は、<u>紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもって<u>紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。</p>	<p>2 前項の製造たばこの本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもって<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。<u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。</u></p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="150 1491 466 1545">区分</th> <th data-bbox="472 1491 782 1545">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="150 1554 466 1657">1 喫煙用の製造たばこ</td> <td data-bbox="472 1554 782 1657"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 1666 466 1720">ア <u>葉巻たばこ</u></td> <td data-bbox="472 1666 782 1720">1グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 1729 466 1783">イ <u>パイプたばこ</u></td> <td data-bbox="472 1729 782 1783">1グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 1792 466 1845">    <u>こ</u></td> <td data-bbox="472 1792 782 1845"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 1854 466 1908">ウ 刻みたばこ</td> <td data-bbox="472 1854 782 1908">2グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 1917 466 1939">2・3 (略)</td> <td data-bbox="472 1917 782 1939"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム	<u>こ</u>		ウ 刻みたばこ	2グラム	2・3 (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="813 1491 1129 1545">区分</th> <th data-bbox="1136 1491 1445 1545">重量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="813 1554 1129 1657">1 喫煙用の製造たばこ</td> <td data-bbox="1136 1554 1445 1657"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1666 1129 1769">ア <u>パイプたばこ</u></td> <td data-bbox="1136 1666 1445 1769">1グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1778 1129 1832">イ <u>葉巻たばこ</u></td> <td data-bbox="1136 1778 1445 1832">1グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1841 1129 1895">ウ 刻みたばこ</td> <td data-bbox="1136 1841 1445 1895">2グラム</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1904 1129 1926">2・3 (略)</td> <td data-bbox="1136 1904 1445 1926"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	重量	1 喫煙用の製造たばこ		ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム	イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム	ウ 刻みたばこ	2グラム	2・3 (略)	
区分	重量																										
1 喫煙用の製造たばこ																											
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																										
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム																										
<u>こ</u>																											
ウ 刻みたばこ	2グラム																										
2・3 (略)																											
区分	重量																										
1 喫煙用の製造たばこ																											
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム																										
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム																										
ウ 刻みたばこ	2グラム																										
2・3 (略)																											
<p>3 <u>加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙</u></p>																											

改正後	改正前
<p><u>巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の 1 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</u></p> <p><u>(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第 16 条の 2 の 2 で定めるものに係る部分の重量を除く。)の 0.4 グラムをもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号)附則第 48 条第 1 項第 1 号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</u></p> <p><u>ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第 33 条第 1 項又は第 2 項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められてい</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>る加熱式たばこ</u> <u>当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）</u></p> <p><u>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ</u> <u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</u></p> <p><u>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端</u></p>	<p><u>3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>数を切り捨てるものとする。</p> <p>7 <u>第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p>8 <u>前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>9 <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 <u>前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。</u></p>	
<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。</p>
<p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に</p>	<p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第96条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に</p>

改正後	改正前
<p>規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条の2</u>の規定を適用する。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>売渡し等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条</u>の規定を適用する。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における<u>第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等</u>に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="236 262 325 293">附 則</p> <p data-bbox="196 318 716 349">(個人の市民税の所得割の非課税の範囲)</p> <p data-bbox="151 374 782 969">第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の<u>前年の所得</u>について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に <u>10 万円を加算した金額</u>(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p data-bbox="156 994 336 1025">2・3 (略)</p> <p data-bbox="181 1106 778 1193">(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="151 1218 408 1249">第 10 条の 2 (略)</p> <p data-bbox="156 1274 336 1305">2～25 (略)</p> <p data-bbox="151 1330 782 1417"><u>26 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は 0 とする。</u></p> <p data-bbox="151 1442 277 1473"><u>27</u> (略)</p> <p data-bbox="181 1554 778 1697">(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p data-bbox="151 1722 408 1753">第 17 条の 2 (略)</p> <p data-bbox="156 1778 277 1809">2 (略)</p> <p data-bbox="151 1834 782 2033">3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の</p>	<p data-bbox="896 262 986 293">附 則</p> <p data-bbox="857 318 1377 349">(個人の市民税の所得割の非課税の範囲)</p> <p data-bbox="812 374 1442 969">第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p data-bbox="817 994 997 1025">2・3 (略)</p> <p data-bbox="842 1106 1439 1193">(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="812 1218 1069 1249">第 10 条の 2 (略)</p> <p data-bbox="817 1274 997 1305">2～25 (略)</p> <p data-bbox="812 1442 938 1473"><u>26</u> (略)</p> <p data-bbox="842 1554 1439 1697">(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p data-bbox="812 1722 1069 1753">第 17 条の 2 (略)</p> <p data-bbox="817 1778 938 1809">2 (略)</p> <p data-bbox="812 1834 1442 2033">3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の6</u>まで、<u>第37条の8</u>又は<u>第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>	<p>2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7</u>まで、<u>第37条の9</u>の4又は<u>第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p>

(下呂市税条例の一部改正)

第2条 下呂市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第<u>43</u>項に規定する市町村の条</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 法附則第15条第<u>44</u>項に規定する市町村の条</p>

改 正 後	改 正 前
<p>例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>27 (略)</p>	<p>例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p> <p>27 (略)</p>

(下呂市税条例の一部改正)

第3条 下呂市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>

(下呂市税条例の一部改正)

第4条 下呂市税条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部</p>

改正後	改正前
<p>59 年法律第 72 号) 第 11 条第 1 項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。) をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,552 円</u>とする。</p>	<p>を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号) 附則第 48 条第 1 項第 2 号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。) をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこたばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号) 第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,122 円</u>とする。</p>

(下呂市税条例の一部改正)

第 5 条 下呂市税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの</p>

改正後	改正前
<p>喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。) は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。) は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>
<p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
9 (略)	<p><u>9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>10 (略)</p>

(下呂市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 下呂市税条例等の一部を改正する条例（平成27年下呂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>下呂市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>下呂市税条例第92条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日まで</u> 1,000本につき4,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第92条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売</p>	<p>じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>13 <u>平成31年4月1日</u>前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売</p>

改正後			改正前		
<p>業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,692円</u>とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,262円</u>とする。</p> <p>14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第5項	前項	第13項	第5項	前項	第13項
	附則第20条 第4項	附則第20条 第14項において準用する 同条第4項		附則第20条 第4項	附則第20条 第14項において準用する 同条第4項
	平成28年5 月2日	<u>平成31年10</u> <u>月30日</u>		平成28年5 月2日	<u>平成31年4</u> <u>月30日</u>
第6項	平成28年9 月30日	<u>平成32年3</u> <u>月31日</u>	第6項	平成28年9 月30日	<u>平成31年9</u> <u>月30日</u>
第7項の表以外の部分の部～第8項の部 (略)			第7項の表以外の部分の部～第8項の部 (略)		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中下呂市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条中下呂市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中下呂市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中下呂市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第1号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (9) 第1条のうち下呂市税条例附則第10条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に1項を加える改正規定 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の下呂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の下呂市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の下呂市税条例(附則第4条において「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第4条 平成30年10月1日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項に規定する売

渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（下呂市税条例等の一部を改正する条例（平成27年下呂市条例第19号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	下呂市税条例等の一部を改正する条例（平成30年下呂市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第4条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第	平成30年改正条例附則第4条第

	98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項

5 新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの

製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 9 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。）別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の下呂市税条例（以下この項及び次項において「32 年新条例」という。）第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 32 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	下呂市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年下呂市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）附則第 7 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 7 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 7 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 7 条第

		3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 7 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 7 条第 3 項

5 32 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 8 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 9 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 30 年改正規則別記第 2 号様式による申告書を平成 33 年 11 月 1 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 34 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の下呂市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	下呂市税条例等の一部を改正する条例（平成30年下呂市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基

づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

## 【参考資料】

# 下呂市税条例等の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

平成 30 年 3 月 31 日に、地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 125 号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 30 年政令第 126 号)、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 127 号)、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 24 号)及び地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号)がそれぞれ公布され、その一部が平成 30 年 4 月 1 日の翌日以降に施行とされたことに伴い、当該条例等の一部を改正するものです。

## 2. 概要

- (1) 控除対象配偶者の定義変更に伴い、対応する規定を改めます。また、平成 33 年度分以降の個人市民税について、障がい者、未成年、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を 10 万円引き上げること、及び均等割非課税限度額並びに所得割非課税限度額を 10 万円引き上げることが規定されます。

(第 1 条による改正中第 24 条、制定附則第 5 条関係)

- (2) 平成 33 年度分以降の個人市民税の所得控除について、基礎控除額に所得要件を設けることが規定されます。

(第 1 条による改正中第 34 条の 2 関係)

- (3) 平成 33 年度分以降の個人市民税の調整控除について、所得要件を設けることが規定されます。

(第 1 条による改正中第 34 条の 6 関係)

- (4) 平成 31 年度分以降の個人市民税について、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに伴い、対応する規定を改めます。また、地方税法施行規則の改正に伴い、引用する項番号を改めます。

(第 1 条による改正中第 36 条の 2 関係)

- (5) 法人の市民税の申告納付について、資本金 1 億円超の大規模な普通法人等に対し、平成 32 年度分以降の法人市民税について、電子情報処理組織(eL-TAX)より提

出することが義務化されたことに伴い、対応する規定を改めます。なお、人格のない社団等は除くこととします。

(第1条による改正中第23条、第48条関係)

(6) 地方税法施行規則の改正に伴い、引用する項番号を改めます。

(第1条による改正中第53条の7、第54条関係)

(7) 製造たばこの区分を設けることを規定します。

(第1条による改正中第92条関係)

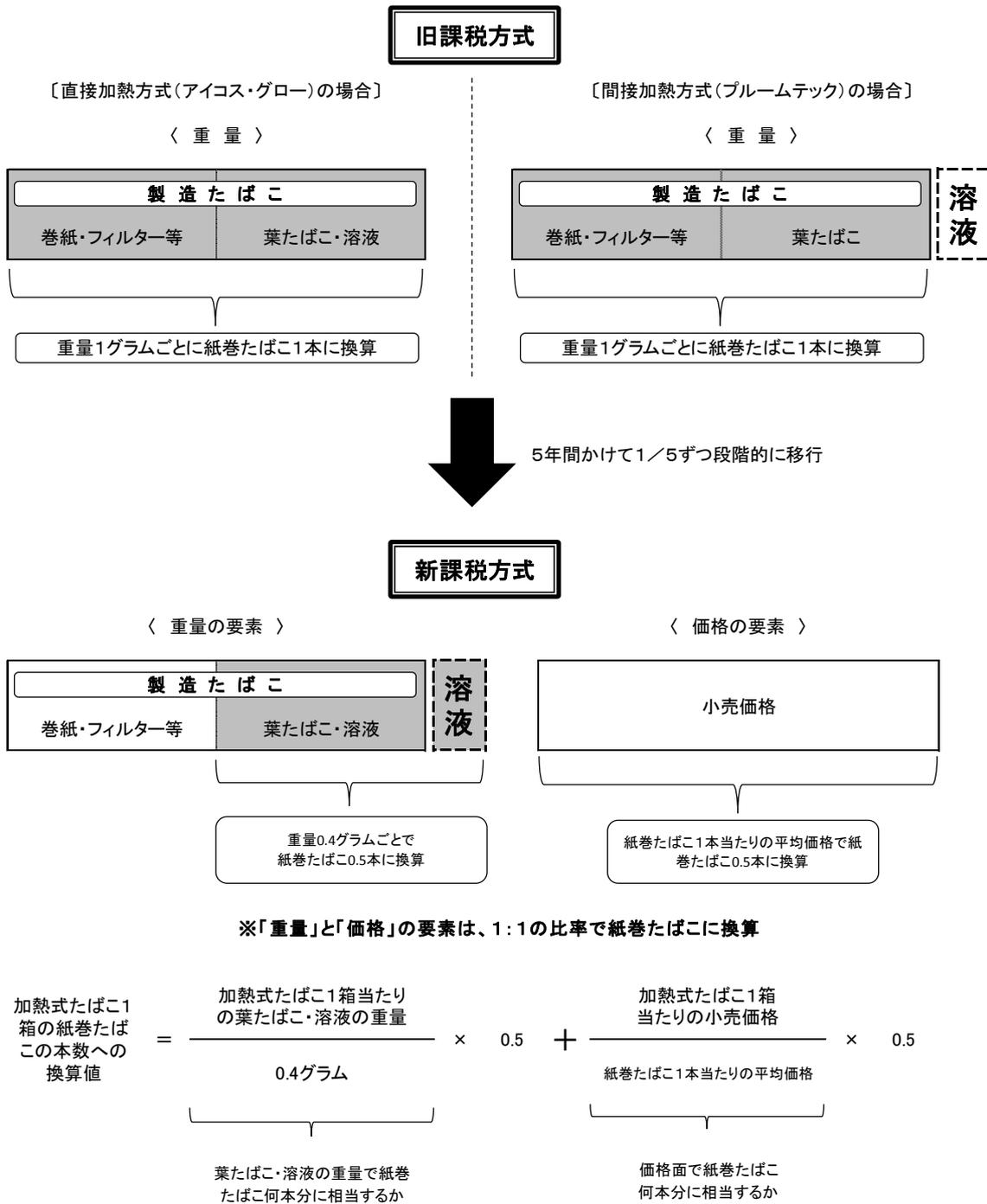
(8) 第92条の改正による条ずれに伴い、対応する規定を改めます。

(第1条による改正中第92条の2、第96条関係)

(9) 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもので、日本たばこ産業株式会社、加熱式たばこの喫煙用具を製造する特定販売業者、前二者から委託を受けて加熱式たばこの喫煙用具を製造する者その他これらに準ずる者として総務省令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入したものについては、製造たばこことみなし、その区分は加熱式たばこことすることを規定します。

(第1条による改正中第93条の2関係)

(10) 加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、現行の重量1グラムごとに紙巻きたばこ1本に換算する方式から、「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式に改めます。なお、移行にあたっては平成30年10月1日から5年間をかけ5分の1ずつ段階的に移行します。



(第1条による改正中第94条関係、第2条から第5条による改正関係)

(11) 市たばこ税の税率について、平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げることに伴い、対応する規定を改めます。

平成 30 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日 1,000 本当たり 5,692 円

平成 32 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日 1,000 本当たり 6,122 円

平成 33 年 10 月 1 日～ 1,000 本当たり 6,552 円

(第 1 条、第 3 条及び第 4 条による改正中第 95 条関係)

(12) 第 94 条の改正に伴い、対応する規定を改めます。

(第 1 条による改正中第 98 条関係)

(13) 中小企業者が認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、自治体の裁量で判断し条例で定めた上で運用できる「わがまち特例」の導入に伴い、対応する規定を修正します。なお、課税標準の割合については、ゼロとします。

(第 1 条による改正中制定附則第 10 条の 2 関係)

(14) 租税特別措置法の改正に伴い、引用する条番号を改めます。

(第 1 条による改正中制定附則第 17 条の 2 関係)

(15) 下呂市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年下呂市条例第 19 号）附則第 5 条において講じた旧 3 級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の税率を平成 31 年 9 月 30 日まで適用することに伴い、対応する規定を改めます。

(第 6 条による改正関係)

(16) この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行します。（ただし、一部は平成 31 年 1 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日、平成 31 年 10 月 1 日、平成 32 年 4 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 1 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日、平成 34 年 10 月 1 日及び生産性向上特別措置法施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行）

(附則第 1 条関係)

(17) 市民税、市たばこ税及び手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置について定めます。

(附則第 2 条から第 9 条関係)

(18) 手持品課税に係る市たばこ税について、実施時期と税率を下記のとおり定めま  
す。

平成 30 年 10 月 1 日 1,000 本につき 430 円

平成 31 年 10 月 1 日 1,000 本につき 1,692 円

平成 32 年 10 月 1 日 1,000 本につき 430 円

平成 33 年 10 月 1 日 1,000 本につき 430 円

(第 6 条による改正、附則第 4 条、第 7 条、第 9 関係)